

■連鎖販売におけるクーリング・オフについて

- A. ブランド メンバーは、次のどちらか遅い方を起算日として 20 日以内であれば、理由の如何を問わず書面により契約を解除することができます：
- i) 契約情報案内 packets (特定商取引法上の契約の内容を明らかにする書面) を受領した日、または
 - ii) ビジネス ポートフォリオの引渡し、あるいはブランド メンバー契約書の提出 (オンライン サインアップを含む) 後に、製品またはビジネス サポート マテリアル・サービスの購入・受け取りが最初に行われた日
- B. A の記載にかかわらず、ブランド メンバーは、勧誘者による次のいずれかの妨害行為により A に定める期間を経過するまでに契約の解除を行わなかった場合、契約の解除を行うことができる旨を記載した書面を受領し、説明を受けた後 20 日以内であれば書面により契約を解除することができます：
- i) 勧誘者が契約解除を妨げるため、解除に関する事項につき不実のことを告げることにより契約者が当該告知内容が事実であると誤認をした場合、または
 - ii) ブランド メンバーが勧誘者により威迫されたことにより困惑した場合
- C. A または B の解除において、ブランド メンバーが支払った金額のすべてと、消費税が支払われた場合はその消費税分を付加してブランド メンバーに速やかに返金するものとします。
- D. A または B の解除の場合、ビジネス ポートフォリオ、製品および (または) ビジネス サポート マテリアル・サービスの返送費用はニュー スキン社が負担します。
- E. A または B の解除の場合、ニュー スキン社が損害金や違約金を請求することはありません。
- F. A または B の解除は、契約の解除を行う旨を記載した書面をブランド メンバーが発信したときに効力が生じます。

お問い合わせ先

ニュー スキン ジャパン 株式会社 シッピング 月～金 9:00～17:30 (土・日・祝 休)

フリーダイヤル：0120-377-499

携帯電話：050-3786-0300

月～金：9:00～17:30 (土・日・祝 休)

E メール：nsj-shipping@nuskin.com

■訪問販売におけるクーリング・オフについて

お客様が、訪問販売でお申し込み（契約）された場合、本書面を受領された日を含めて8日間は、書面（下記参照）により無条件でお申し込みの撤回（契約が成立したときは契約の解除）を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます）ができ、その効力は書面を発信したとき（郵便消印日付）から発生します。ただし、現金取引（契約したその場で製品の引き渡しを受け、かつ、代金の全額を支払うこと）で、その金額が3,000円未満のときはクーリング・オフはできません。

上記の記載にかかわらず、お客様は、販売者による次のいずれかの妨害行為によりクーリング・オフ期間を経過するまでに契約の解除を行わなかった場合、契約の解除を行うことができる旨を記載した書面の受領後8日以内であれば書面により契約を解除することができます。

- i) 販売者が契約解除を妨げるため、解除に関する事項につき不実のことを告げることによりお客様が当該告知内容が事実であると誤認をした場合、または
- ii) お客様が販売者により威迫されたことにより困惑した場合

お客様は、①損害賠償または違約金の支払いを請求されることはありません。②すでに引き渡された製品の引き取りに関する費用の支払い義務はありません。③すでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受け取ることができます。④製品を使用、もしくは消費して得られた利益に相当する金額の支払い義務はありません。

クーリング・オフによる契約の解除を行使したい場合には、下記の契約解除通知書に必要事項を記入のうえ、本書面の写しを担当ブランドメンバーまでご郵送ください（簡易書留が確実です）。同様の内容を記載したものであれば、葉書もしくは封書による書面でもクーリング・オフを行使することができます。

購入契約書（領収書）				
製品名	種類	型式	数量	販売価格
合 計				

年 月 日 上記金額を、上記製品の代金として領収いたしました。

代金お支払い日	年 月 日	代金お支払い方法	印紙貼付
製品引渡日	年 月 日	契約締結日	

お客様お名前 様

ご住所 〒
TEL ()

販売員氏名

会員番号 JA

連絡先 〒
TEL ()

個人情報の取り扱いについて
当社は、個人情報保護法の趣旨を尊重し、これを遵守するために個人情報保護委員会を定めております。
※個人情報保護法に基づき個人情報を取り扱う場合は、ニュー スキン ジャパン株式会社（以下「当社」といいます。）にてご確認ください。
・本書に記載の個人情報は、以下の用途のために利用させていただきます。なお、以下を承認するため、当社よりお客様に連絡をさせていただきます。①アフィリエイトの取扱いを行うための個人情報を取り扱う、当社の定める個人情報保護方針を承認していただくこと。②ブランドメンバーの取扱いを行うための個人情報を取り扱う、当社が定める個人情報保護方針を承認していただくこと。
・本書に記載の個人情報は、ご本人の同意なく第三者へ提供いたしません。

お問い合わせ先 〒163-1323 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アランドタワー23階
ニュー スキン ジャパン 株式会社 消費者相談室 0120-400-512

お客様用控え **裏面も必ずお読みください**

お客様各位

クーリング・オフに関するお知らせ

お客様が、訪問販売でお申し込み（契約）された場合、本書面を受領された日を含めて8日間は、書面（下記参照）により無条件でお申し込みの撤回（契約が成立したときは契約の解除）を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます）ができ、その効力は書面を発信したとき（郵便消印日付）から発生します。ただし、現金取引（契約したその場で製品の引き渡しを受け、かつ、代金の全額を支払うこと）で、その金額が3,000円未満のときはクーリング・オフはできません。

上記の記載にかかわらず、お客様は、販売者による次のいずれかの妨害行為によりクーリング・オフ期間を経過するまでに契約の解除を行わなかった場合、契約の解除を行うことができる旨を記載した書面の受領後8日以内であれば書面により契約を解除することができます。

- i) 販売者が契約解除を妨げるため、解除に関する事項につき不実のことを告げることによりお客様が当該告知内容が事実であると誤認をした場合、または
- ii) お客様が販売者により威迫されたことにより困惑した場合

お客様は、①損害賠償または違約金の支払いを請求されることはありません。②すでに引き渡された製品の引き取りに関する費用の支払い義務はありません。③すでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受け取ることができます。④製品を使用、もしくは消費して得られた利益に相当する金額の支払い義務はありません。

クーリング・オフによる契約の解除を行使したい場合には、下記の契約解除通知書に必要事項を記入のうえ、本書面の写しを担当ブランドメンバーまでご郵送ください（簡易書留が確実です）。同様の内容を記載したものであれば、葉書もしくは封書による書面でもクーリング・オフを行使することができます。

なお、お手元に届いた製品などが破損しているような場合には、直ちに交換いたしますので、担当ブランドメンバーまでご連絡ください。

ニュー スキン ジャパン 株式会社へのお問い合わせ
消費者相談室 ☎0120-400-512
Eメール nsj-consumer@nuskin.com
※月～金 9:00～17:30、土・日・祝休

契約解除通知書

担当ブランドメンバー名 殿

私は、年月日に交わしたニュー スキン関連製品購入に関する契約を解除いたしたく、ここに通知いたします。

年 月 日

氏名

現住所
TEL ()

お問い合わせ先

ニュー スキン ジャパン 株式会社 消費者相談室 月～金 9:00～17:30（土・日・祝休）

フリーダイヤル：0120-400-512

Eメール：nsj-consumer@nuskin.com